

## 令和6年度宇城市老朽危険空き家等除却推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老朽危険空き家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において宇城市老朽危険空き家等除却推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、主として居住の用のために建てられた建物で、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 老朽危険空き家等 空き家等のうち、老朽化（構造又は設備が著しく不良であり、不良度判定基準（別表1）に掲げる評価項目の評点の合計が100点以上である状態をいう。）し、危険な状態（周辺への危険度判定基準（別表2）に掲げる項目のいずれかに該当する状態をいう。）にあり、かつ、補助金の交付を受ける目的で故意に破損されたものでない空き家等をいう。
- (3) 敷地 老朽危険空き家等の存する土地をいう。
- (4) 所有者等 老朽危険空き家等の所有者、当該所有権の相続権利者又は法定後見制度による所有者の代理人で個人である者をいう。
- (5) 解体業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）による解体工事業の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による解体工事業の登録をしている者をいう。
- (6) 暴力団 宇城市暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をしないこと。

(5) 空家特措法第22条第3項に規定する命令を受けていない者であること。

(補助金の交付対象空き家等)

第4条 この補助金の交付対象となる空き家等（以下「交付対象空き家等」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 老朽危険空き家等であること。
- (2) 市内に位置していること。
- (3) 同一敷地内において、居住の実態がないこと。
- (4) 抵当権等が設定されていないこと。
- (5) 老朽危険空き家等又はその敷地について、売買により所有権移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得したときから第9条に規定する交付申請までに、1年以上経過していること。
- (6) この要綱に基づく補助事業について、国及び地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象空き家等を除却し、敷地全体を空き家等の定着物がない土地にする工事を行う事業とする。ただし、交付申請者は、周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、立木及び地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

2 補助対象事業は、第10条第1項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならないものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 交付対象空き家等の除却に要する費用（残置物の処分費用を含む）。ただし、交付対象空き家等に附属する工作物及び同一敷地内に存する交付対象空き家等でない建築物、樹木等の除却及び処分に要する費用は含まないものとする。
- (2) 交付対象空き家等の除却により生じた廃材等の処分に要する費用
- (3) 周囲への安全を確保する上で、交付対象空き家等の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に関する費用

2 除却工事に要する費用の1㎡当たりの額は、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第17項に規定する標準建設費等の不良住宅等除却費の除却工事費に規定する額を上限とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

(事前調査)

第8条 交付申請者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、市長に対し、事前調査申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、あらかじめ事前調査を申請するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真(建物及び敷地の状況がわかるものを2面以上)
- (4) 建物の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)
- (5) 前号の書類がない場合は、固定資産税評価証明書(発行されてから3か月以内のもの)
- (6) 官公署が発行した交付申請者本人と確認できるものの写し(顔写真入りは1点、顔写真がない場合は、官公署発行のものを含み2点)

2 市長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書(様式第2号)により、交付申請者に対して通知するものとする。

3 市長は、同条第1項に規定する事前調査申請書の審査や現地確認により、必要と認めた場合は、補助金交付申請時における条件を付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 交付申請者は、補助事業の実施前に、補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等の写し(相続権利者等の確認が必要な場合に限る。)
- (2) 第6条各号に掲げる費用が確認できる見積書の写し(1社)
- (3) 市税等の確認に係る同意書(別紙1)
- (4) 市税等の未納がないことの証明書(発行されて3か月以内のもの)
- (5) 補助対象事業の実施に係る除却同意書(様式第4号。所有者又は相続権利者が交付申請者以外に複数人いる場合に限る。)
- (6) 工程表
- (7) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第5号)

(補助金の交付(不交付)決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の通知には、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示をし、又は条件を付することができる。

3 補助金の交付の決定は、予算の範囲内で補助金交付申請書の先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合にあって、その一部に限って交付決定せざる得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定する。

(補助対象事業の着手)

第11条 前条第1項に規定する通知により補助決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、補助対象事業着手届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助対象事業の変更)

第12条 補助事業者は、第10条第1項による交付決定後、補助対象事業の内容を変更するときは、交付決定した補助金の額の変更を伴わない軽微なものを除き、速やかに補助金交付変更申請書(様式第8号)に第8条第1項及び第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更承認(不承認)決定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認(不承認)決定通知の場合に準用する。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、除却完了報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 除却工事費の領収書の写し

(2) 除却工事完了届の写し

(3) 除却工事中の状況写真

(4) 除却工事完了後の写真

2 前項の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受ける場合の除却完了報告書に添える書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 除却工事費の請求書

(2) 除却工事費の費用から交付決定額を差し引いた額の領収書の写し

(3) 除却工事完了届の写し

(4) 除却工事中の状況写真

(5) 除却工事完了後の写真

(6) 代理受領委任状（様式第11号）

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書  
（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定のため、市が現地調査、書類確認及び  
質問等を求めた場合は応じるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して14  
日以内に、補助金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当すると認めるときは、補  
助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 第13条に規定する日までに完了の報告がなかったとき。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定通知を行った後  
においても同様とする。

3 同条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消したときは、補  
助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するも  
のとする。

4 市は、補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、賠償  
の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第17条 補助事業者は、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止する  
ときは、速やかに補助金交付申請取下書（様式第15号）を市長に提出す  
るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該補助金  
の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合においても準用する。

（補助金の返還）

第18条 市長は、第16条の規定により、補助金交付決定の全部又は一部  
を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されて  
いるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（様式第16号）により行うもの  
とする。

（照会及び検査等の実施）

第19条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照

会及び補助対象事業の検査等を実施することができる。

- 2 市長は、前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導することができる。

(補助事業者の責務)

第20条 補助事業者は、補助対象事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行い、その指示に従うものとする。

- 2 前項の規定は、補助対象事業が完了した後においても同様とする。

- 3 補助対象事業に伴う苦情等は、補助事業者の責任において処理するものとする。

(証拠書類の保管)

第21条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。